

随意契約保証型民間事業提案制度について

この制度は、民間事業者から行政サービスに関する提案を募集・選定し、事業者との協議を経て事業化が決定した場合、「提案者との随意契約を前提とする」といった制度です。本来、行政の公正さ・透明性を確保するために行政の随意契約は競争入札をすることとなっています。しかし、地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項では、「随意契約によることができる」との解釈もあります。また、最高裁判例としては、随意契約する場合でも、「競争入札を基本とする」地方自治法及び施行令の趣旨を勘案し、「個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきもの」としています。

今回提案された随意契約保証型民間事業提案制度は、提案条件の中で、新たな財政支出や維持経費の増加を伴わないこととしていますが、資金調達の手段として、公有財産の貸し付けや広告料、光熱水費、保守費用の削減などと並べて「人件費の削減相当額」をあげています。つまり、既存の直営の部署は、人件費削減が出来れば、民間事業者への置き換えをすることも含めて、提案者における事業のスキームが構築されてしまいます。

こうした『随意契約保証型民間事業提案制度』が、浸透するならば、行政の果たすべき役割が皆無になり、公正さ・透明性を確保することはできません。

この制度について、事業の対象を特定せずに、あらかじめ随意契約を約束するといった、制度の「あやふやさ」や「間口の広さ」、行政に与える影響、さらなる現場実態や法理論的な検証とともに、国会対策の強化が必要です。

県本部も、単組と共に制度導入の阻止に向けた取り組みを、関係議員と共に進めていきたいとおもいます。